

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町特定地区公園条例第 15 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町特定地区公園条例第 15 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町特定地区公園条例 (罰則)</p> <p>第 15 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第 6 条第 1 項又は第 3 項に規定する許可を受けずに同条第 1 項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第 7 条各号に掲げる行為をした者</p> <p>2 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の 5 倍に相当する額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。) 以下の過料に処する。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日